

介護老人保健施設 パークサイドなごみ 褥瘡対策指針

1. 総則

介護老人保健施設 パークサイドなごみ（以下「当施設」という）は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的に、褥瘡対策指針を定めるものである。

2. 職員の責務

当施設の職員は、褥瘡に関する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて褥瘡発生の予防について配慮しなければならない。

3. 褥瘡予防対策担当者の決定

(1) 褥瘡予防対策担当者の定義

施設長は、褥瘡の発生防止に必要な知識及び技能を有する者として、（看護職員の中から）専任の「褥瘡予防対策担当者」（以下「担当者」と略す）を指名し、当施設内の褥瘡予防対策を担当させる。なお、担当者は看護業務等の他の業務との兼務を可とする。

(2) 褥瘡予防対策担当者の職務

褥瘡予防対策担当者は、サービス担当者会議等に参加し、褥瘡予防に関する助言・指導を行う。

4. 褥瘡対策チームの設置

(1) 目的

当施設内の褥瘡予防対策を効果的に推進するために、当施設に「褥瘡対策チーム」を設置する。

(2) 褥瘡対策チームの構成

褥瘡対策チームは、次に掲げる者で構成する。

- ア 施設長（医師）
- イ 看護職員
- ウ 介護職員
- エ 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士
- オ 管理栄養士（栄養部門責任者）
- カ 介護支援専門員

- キ 支援相談員
- ク 事務員
- ケ その他施設長が必要と認める者

(3)褥瘡対策委員会の開催

褥瘡対策チームは、チームリーダー（又は委員長）の召集による褥瘡対策委員会を定例開催（月 1 回）し、次に掲げる事項について審議する。

- ア 施設内における褥瘡及び合併する感染症の予防体制の確立に関すること
- イ 褥瘡予防に関する情報の収集に関すること
- ウ 施設内で報告のあった褥瘡事例の対応策に関すること
- エ 褥瘡予防のためのマニュアル類の整備に関すること
- オ 職員を対象とした褥瘡予防に関する研修の実施に関すること
- カ その他、当施設内の褥瘡の発生予防のために必要な事項に関すること

5. 褥瘡予防の手順

(1)褥瘡予防のための計画の作成

褥瘡予防対策担当者は、別に定める基準に規定される褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画を作成する。

(2)褥瘡予防の実践

介護職員等は、褥瘡予防計画に則り、別に定めるマニュアルにしたがって、日常的なケアにおいて褥瘡予防の実践に努めなくてはならない。

(3)褥瘡予防の評価

褥瘡予防対策担当者は、褥瘡予防計画に従って適切な褥瘡予防の実践が行われているかを、定期的に評価しなければならない。

6. 褥瘡対策に関する研修

施設長は、あらかじめ褥瘡対策委員会において作成された研修計画にしたがい、主に介護職員を対象とした褥瘡対策に関する施設内職員研修会を、定期的かつ継続的に実施する。

7. 外部専門家の活用

施設長は、施設外の専門家に依頼し、職員が、褥瘡対策についての相談、指導等を積極的に受けることが出来る体制を整備するように努める。

8. その他

(1)記録の保管

褥瘡対策委員会の審議内容等、施設内における褥瘡予防に関する諸記録は、利用者へのサービス提供の日から2年間保管する。

(2)指針等の見直し

本指針及び褥瘡予防に関するマニュアル類等は褥瘡対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(附則)

この指針は平成23年9月1日より施行する。